

第 10 期
大阪狭山市分別収集計画

令和4年6月

目 次

1. 計画策定の意義 -----	1
2. 基本的方向 -----	2
3. 計画期間 -----	2
4. 対象品目 -----	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み -----	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 -----	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集にかかる分別の区分 -----	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み -----	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法 -----	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 -----	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 -----	8
12. その他、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 -----	8

第10期 大阪狭山市分別収集計画

令和4年 6月

1. 計画策定の意義

経済大国といわれる日本では、その活発な経済活動により、国民の生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしたが、これにともなう消費の拡大は、一方で廃棄物の排出量増加へつながり、最終処分場の逼迫や処理コストの増大など、深刻な問題を生み出してきた。

こうした中で、本市においては、大阪狭山市ほか2市2町1村で構成する南河内環境事業組合においてごみを共同処理しているが、近年の経済・社会情勢等の変化によって、ごみの排出量は増加から減少の傾向に転じ、近年まで緩やかに減少を続けている。

とはいえ、プラスチックごみ削減の重要性などが叫ばれる昨今、今後の更なるごみの減量化や資源化に対する取組みは、ますます重要になってきている。

さらに、持続可能な循環型社会を形成していくためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄」に支えられたライフスタイルを見直し、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、市民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物量の低減を実現することで最終処分量の削減を図ることを目的とするものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型の地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・市の三者協働による環境負荷の低減
- (3) ごみの適正処理を推進することによる地域環境の保全

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3,269 t	3,251 t	3,233 t	3,215 t	3,197 t

（算定資料参照）

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 市民協働による施策の推進

大阪狭山市ごみ減量対策推進会議において検討し、大阪狭山市廃棄物減量等推進員によりごみの減量化、資源化の推進や美化意識高揚に向けた啓発及び適正なごみ処理のための指導、啓発活動を実施する。

(2) 環境教育、啓発活動の充実

学校などにおける副読本等を活用した環境教育、牛乳パックの回収などリサイクルの取組みや、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用して啓発活動を行う。

市民、事業者に対して、ゴミ排出量の増大、最終処分場の逼迫やごみ処理に要する経費の増加など、ごみ処理の状況について、情報を提供し認識を深めてもらうとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な排出方法などに関する啓発活動に積極的に取り組む。

(3) 過剰包装の抑制

包装の簡素化のために、簡易包装の啓発を地域の商店街やスーパーマーケット等を対象に実施する。

(4) レジ袋削減等の普及啓発

レジ袋等の販売包装の有料化や繰り返し使用が可能な買い物袋の持参に向けた啓発、指導を行う。

(5) 再生品等の利用及び販売の促進

リターナブル容器（洗って何度も繰り返し使える容器）や再生資源を原材料として使用した製品の積極的な利用、販売を促進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集にかかる分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集にかかる分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶・ビン
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムを使用しているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	72		72		72		71		71	
主としてアルミ製の容器	72		72		72		71		71	
無色のガラス製容器	合計 67		合計 66		合計 66		合計 66		合計 65	
	引渡 量 0	独自 処理 量 67	引渡 量 0	独自 処理 量 66	引渡 量 0	独自 処理 量 66	引渡 量 0	独自 処理 量 66	引渡 量 0	独自 処理 量 65
茶色のガラス製容器	合計 70		合計 70		合計 70		合計 69		合計 69	
	引渡 量 0	独自 処理 量 70	引渡 量 0	独自 処理 量 70	引渡 量 0	独自 処理 量 70	引渡 量 0	独自 処理 量 69	引渡 量 0	独自 処理 量 69
その他のガラス製容器	1 150		合計 150		合計 149		合計 148		合計 147	
	引渡 量 150	独自 処理 量 0	引渡 量 150	独自 処理 量 0	引渡 量 149	独自 処理 量 0	引渡 量 148	独自 処理 量 0	引渡 量 147	独自 処理 量 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容器	353		351		349		347		345	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 0		合計 0		合計 0		合計 0		合計 0	
	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	合計 127		合計 126		合計 126		合計 125		合計 124	
	引渡 量 127	独自 処理 量 0	引渡 量 126	独自 処理 量 0	引渡 量 126	独自 処理 量 0	引渡 量 125	独自 処理 量 0	引渡 量 124	独自 処理 量 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 32		合計 32		合計 32		合計 31		合計 31	
	引渡 量 32	独自 処理 量 0	引渡 量 32	独自 処理 量 0	引渡 量 32	独自 処理 量 0	引渡 量 31	独自 処理 量 0	引渡 量 31	独自 処理 量 0
	うち白色トレイ		合計 0		合計 0		合計 0		合計 0	
	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0	引渡 量 0	独自 処理 量 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

〔特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み〕

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \\ \times \text{過去5年間の収集実績値平均伸び率}$$

特定分別基準適合物等の収集見込み量については、平成30年度から令和3年度までの1日当たり収集量の平均変動率も考慮した。

また、人口変動については、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をもとに勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
56,265 人	55,997 人	55,728 人	55,371 人	55,015 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.53 %	99.52 %	99.52 %	99.36 %	99.36 %

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を基本に行う。なお、自治会等の市民団体が取り組んでいる集団回収及び小売店等での店頭回収については、取扱品目を増やすなど、その拡充を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等の段階
缶	アルミ製の容器	缶・ビン類	委託業者による拠点定期回収	民間委託業者
	スチール製の容器			
ビン	無色のガラス容器			
	茶色のガラス容器			
	その他のガラス容器			
紙	紙パック	牛乳パック	市によるスーパー店頭、公共施設等での拠点定期回収	市
	段ボール	紙類	自治会等の市民団体による集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による戸別回収	民間委託業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック類	委託業者による戸別回収	民間委託業者

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した、缶（スチール・アルミ）、ガラスビン（無色・茶色・その他）、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装については、民間業者に委託し、選別、圧縮、保管を行う。

紙パック（牛乳パック）は、市が設置する作業所で選別、保管を行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製の容器	缶・ビン類	市内各所に設置したリサイクルボックス	2 t、4 t クレーン車	資源リサイクルセンター （民間委託、選別・圧縮・カレット保管）
スチール製の容器				
無色のガラス容器				
茶色のガラス容器				
その他のガラス容器				
紙パック	牛乳パック	市内各所に設置した専用回収箱	2 tトラック	牛乳パック整理作業所
段ボール	紙 類	集団回収		
ペットボトル	ペットボトル	半透明推奨袋	3 tトラック	資源リサイクルセンター （民間委託、選別・圧縮・カレット保管）
その他プラスチック製 容器包装	プラスチック類	半透明推奨袋	2 tパッカー車	

1 2. その他、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自治会等の市民団体による再生資源集団回収を促進するため、引き続き支援を実施する。
- ・市広報誌、あるいは自治会等の回覧を通じて容器包装廃棄物が適正に排出されるよう啓発を進める。
- ・事業者が行う容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するよう啓発する。